

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月12日
【会社名】	大黒屋ホールディングス株式会社
【英訳名】	Daikokuya Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩岡 迪弘
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	03(6451)4300
【事務連絡者氏名】	財務経理部マネージャー 今長 岳志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	03(6451)4300
【事務連絡者氏名】	財務経理部マネージャー 今長 岳志
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2025年12月11日にて当社の連結子会社である株式会社大黒屋が、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第20号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称	株式会社大黒屋
所在地	東京都港区港南四丁目1番8号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩岡 迪弘

(2) 本契約の締結をした年月日

2025年12月11日

(3) 本契約の相手方の属性

第二地方銀行、都市銀行等

(4) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額	3,500百万円
弁済期限	引出可能期限を2027年12月11日とし、各貸付の個別期限は実行日の翌月15日
当該債務に付された担保の内容	商品、債権

(5) 財務上の特約の内容

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、多数貸付人の合意に基づくエーエージェントからの通知を受けた場合には、期限の利益を喪失します。

2027年3月期（2027年3月期を含む。）以降の各3月期末（直近12か月）及び2027年9月期（2027年9月期を含む。）以降の各9月期末（直近12か月）における大黒屋の単体ベースでの経常損益が赤字とならないこと。

2027年3月期（2027年3月期を含む。）以降の各決算期末における大黒屋の単体ベースでの純資産の部の金額が、直前の決算期末における大黒屋の単体ベースでの純資産の部の金額の75%以上であること。

以 上